

法曹関係の皆様への周知活動について

～各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演等を実施しています～

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、法曹関係の皆様及び未来の法曹界を担う方々への公害紛争処理制度の周知・利用促進のため、以下の活動を実施しています。

1. 弁護士に向けた周知活動

(1) 通知文の発出

一年に一度、日本弁護士連合会・各都道府県の弁護士会宛てに、公害紛争処理制度の利用促進についての通知文を発出し、所属弁護士への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演の実施

公害等調整委員会の審査官等が、各会の所属弁護士に向けた講演を実施するなどしており、ここ5年ほど（令和3年度から令和8年1月現在）では19回実施しています。令和6年度からは、各都道府県の公害審査会とともに講演を行う取り組みを進めており、各会の所属弁護士に加えて各地方自治体の職員等にもご参加いただき、公害等調整委員会及び各都道府県の公害審査会等の利用促進を図っています。

(3) 今年度の実績

今年度は、令和8年1月23日（金）に、千葉県弁護士会の会員弁護士、千葉県公害審査会の委員、千葉県内の市町村の職員を対象とした「公害紛争処理制度に関する研修会」をオンライン形式で開催しました。

研修会では、公害等調整委員会事務局からは、「公害紛争処理制度について」、千葉県公害審

査会事務局からは、「千葉県公害審査会における公害調停について」の説明がなされました。



公害紛争処理制度に関する説明会の様子
（オンライン開催）

2. 裁判官・裁判所職員に向けた周知活動

一年に一度、最高裁判所宛てに、原因裁定嘱託制度¹の周知に関する通知文を発出し、原因裁定嘱託制度の活用について、各地の裁判官への情報提供を依頼しています。

3. 司法修習生に向けた周知活動等

(1) 通知文の発出

一年に一度、司法研修所宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての通知文を発出し、司法修習生への同制度の周知を依頼しています。

¹ 原因裁定嘱託制度とは、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所が必要性を認めた場合には、当該裁判所からの嘱託を受けて公害等調整委員会が原因裁定を行うものです。

(2) 講演等の実施

司法修習生に対する研修プログラムにおいて、講演を実施しており、ここ5年ほど（令和3年度から令和8年1月現在）では4回実施しています。また、令和5年度、令和6年度に引き続き、令和7年度も選択型実務修習の全国プログラムとして、司法修習生を受け入れました。司法修習生には、手続傍聴や実際の公害紛争事案を題材としたケース研究、公害等調整委員会の委員との意見交換などを内容とする行政型ADR研修のプログラムを提供しています。



司法修習生への講義の様子

(3) 今年度の実績

令和7年12月9日（火）～11日（金）及び令和8年1月26日（月）～28日（水）の2回

4. 終わりに（連絡先のお知らせ含む）

(1) 講演依頼受付等

これまでに紹介した各通知文にも記載しておりますが、公害等調整委員会では、弁護士会、裁判所、司法研修所、法科大学院における講演依頼等を受け付けています。

講演依頼等については、下記窓口へご相談ください。

公害等調整委員会事務局 総務課企画法規係

tel : 03-3503-8591

に渡り、選択型実務修習の全国プログラムとして、計10名の司法修習生を受け入れました。

また、令和7年1月22日（木）に実施された第78期司法修習生選択型実務修習にて裁判外紛争解決プログラム（ADR）の一つとして、公害紛争処理制度について講演し、21名が参加しました。



司法修習生の
騒音・低周波音に関する実習の様子

講演資料の例

公害紛争処理制度の概要

公害紛争処理制度の概要 (手続の種類)

管轄	種類	概要
公害審査会等(都道府県)	あっせん	あっせん委員が紛争の当事者間に入り、交渉が円滑に行われるよう仲介することにより、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続。
	調停	調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続。あっせんと類似しているが、調停委員会が積極的に当事者間へ介入し、手続をリードする点が異なる。
	仲裁	紛争の当事者双方が裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会にゆだね、その判断に従うことを約束(仲裁契約)することにより紛争解決を図る手続。
	裁定	当事者間の紛争について裁定委員会が法的判断を行うことにより、紛争解決を図る手続。裁定には、責任裁定と原因裁定の2種類がある。
	①責任裁定	損害賠償責任の有無・賠償額についての法的判断を行う。
②原因裁定	加害行為と被害発生との間の因果関係について法的判断を行う。 ※和解のきっかけや訴訟のための証拠収集につながる。	

公害紛争処理手続の概要 (管轄)

種類	公害等調整委員会(国)	公害審査会等(都道府県)
・あっせん	(1)重大事件 大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある事件 ①生命、身体に重大な被害が生じる事件 ②被害の総額が5億円以上の事件	公害等調整委員会が扱う紛争以外の事件
・調停	(2)広域処理事件 航空機や新幹線に係る騒音事件	
・仲裁	(3)県際事件 複数の都道府県にまたがる事件 ※申請先は関係都道府県のいずれかの知事	
・裁定	全ての事件	なし

公害紛争処理手続の概要 (手続の流れ)

(2) その他法曹向け資料

なお、下記の当委員会が年に4回発行している機関誌「ちょうせい」の過去の記事や、公害等調整委員会ホームページにも法曹関係の皆様に向けた記事等が掲載されております。適宜ご参照ください。

ア 機関誌「ちょうせい」記事

① 第106号(令和3年8月)

「民事訴訟手続と裁定手続の違い

～裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ～

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/106.html>

② 第107号(令和3年11月)

「原因裁定嘱託制度について

～裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています～

※ 元札幌高等裁判所部総括判事、元公害等調整委員会委員 山崎勉氏

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/107.html>

イ 公害等調整委員会ホームページ

① 「原因裁定の嘱託制度(法曹関係者向け)」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00004.html

② 公害等調整委員会のパンフレット・リーフレット

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html>

③ 「係属事件一覧」「終結した公害紛争事件」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7ichiran.html>

ちょうせい
第106号



ちょうせい
第107号



原因裁定
嘱託制度

